

『とくしま回帰』空き家等利活用推進協議会設置要綱

(設置の目的)

第 1 条 徳島県における空き家等を貴重な地域資源として有効に利活用し、地方創生を推進するため、有識者から意見聴取を行う『とくしま回帰』空き家等利活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地方創生に資する空き家等の利活用に向けた施策の検討に関すること。
- (2) 徳島型 C C R C の実施に向けた高齢者居住安定確保計画の検討に関すること。
- (3) 事務局が提示する資料に対する検討・助言に関すること。
- (4) その他、協議会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は協議会を代表し、協議会の事務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会)

第 4 条 協議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 協議会は、委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。
- 3 協議会は、原則として公開とする。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、県土整備部住宅課が行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。
 - 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

(別表)

(五十音順、敬称略)

| 氏名 | 所属等 | 備考 |
|--------|--------------------------------|----|
| 明石 学 | 阿波銀行営業推進部経営役 | |
| 礮野 晴幸 | 美波町総務企画課長 | |
| 麻植 順資 | 徳島銀行法人ビジネスセンター一部長代理 | |
| 香川 和仁 | 吉野川市政策監 | |
| 門田 誠 | 一般社団法人徳島新聞社編集局地域連携推進室長 | |
| 鎌田 義人 | 徳島県住宅供給公社理事長 | |
| 久米 一義 | 徳島弁護士会公害対策・環境保全委員会委員長 | |
| 黒川 喜美恵 | 彩魁企画 | |
| 黒川 真太郎 | 彩魁企画代表 | |
| 小林 陽子 | 一般社団法人アンド・モア代表理事 | |
| 佐藤 幸好 | 公益社団法人徳島県建築士会会長 | |
| 田口 太郎 | 徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部准教授 | |
| 津田 祐子 | 四国大学短期大学部人間健康科介護福祉専攻教授 | |
| 中村 忠久 | 社会福祉法人池田博愛会理事長 | |
| 西村 たりほ | リビングワールド | |
| 松本 武夫 | 公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会会長 | |
| 横山 喜一郎 | 三好市政策監 | |